



定款・規程集

令和6年8月14日改訂

一般社団法人神奈川県臨床検査技師会

目次

定款	1
会員に関する規程	
会費規程	6
会員カード及びポイントサービスに関する規程 (令和6年1月10日施行)	7
表彰規程	10
総会に関する規程	
総会運営規程 (令和4年4月1日施行)	11
役員、理事会その他組織運営に関する規程	
組織運営規程 (令和6年8月14日施行)	16
理事会規程	22
役員推薦委員会運営規程	27
地区規程 (令和4年4月1日施行)	28
研究班規程 (令和6年8月14日施行)	30
業務の執行に関する規程	
主催・共催・協賛・後援に関する取扱い規程	33
倫理規程	35
個人情報管理規程	36
資産及び会計に関する規程	
経理規程	42
旅費規程	45
謝礼に関する規程	46
慶弔取扱いに関する規程	47

一般社団法人神奈川県臨床検査技師会

定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人神奈川県臨床検査技師会と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を横浜市に置く。

(目的)

第3条 当法人は、衛生思想の普及及び啓発並びに臨床衛生検査を通じての地域保健事業への協力を行うとともに、臨床衛生検査に関する技術及び知識の向上を図り、もって公衆衛生の向上と県民の健康の保持・増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 衛生思想の普及及び啓発
- (2) 臨床衛生検査技能を通じての地域保健事業への協力
- (3) 臨床衛生検査に関する調査、研究及び情報の提供
- (4) 臨床検査の精度管理に関する調査、研究及び指導
- (5) 臨床検査技師及び衛生検査技師の資質向上に関する事業
- (6) 機関誌及び会報の発行
- (7) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(会員の種類)

第5条 当法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 臨床検査技師又は衛生検査技師の資格を有し、当法人の目的に賛同して入会した者
- (2) 賛助会員 前号以外の医療に携わる者で、当法人の目的に賛同して、入会した個人又は法人
- (3) 名誉会員 当法人の事業に顕著な功労があった者又は学識経験者で理事会の推薦に基づき総会の承認を得た者

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(入会)

第6条 正会員又は賛助会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(入会金及び会費)

第7条 正会員及び賛助会員は、当法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

- 2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、当該総会の日から10日前までに当該会員に通知し、かつ、総会で弁明の機会を与えなければならない。
- 3 会長は、会員を除名したときは、除名した会員に対しその旨を通知しなければならない。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 正会員又は賛助会員が第7条の支払義務を1年以上履行しなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

(抛出金品の不返還)

第11条 既に納入した入会金、会費その他の抛出金品は返還しない。

第3章 総会

(構成)

第12条 総会は、正会員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 総会は、定時総会を毎事業年度終了後2か月以内に開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

(招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総会を招集するには、正会員に対し、総会の日時及び場所並びに総会の目的である事項を示した通知を総会の日から10日前までに発しなければならない。
- 3 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第16条 総会の議長は、当該総会において出席正会員の中から選出する。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第19条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 前項の議事録には、議長及び出席した正会員の中から総会において選出された議事録署名人2名以上が記名押印するものとする。

第4章 役員

(役員の設定)

第20条 当法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 17名以上20名以内

(2) 監事 2名

2 理事のうち、1名を会長、2名を副会長、2名を常務理事とする。

3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副会長及び常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第21条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、理事会において定める順序により会長の職務（代表権に関わるものを除く。）を代行し、理事会において別に定めるところにより、業務を分担執行する。

4 常務理事は、理事会において別に定めるところにより、業務を分担執行する。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第24条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第25条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第26条 理事及び監事に対して、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第5章 理事会

(構成)

第27条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第28条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第29条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、予め理事会の定める順序により副会長が招集する。

(議長)

第30条 理事会の議長は、会長とする。

(決議)

第31条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第32条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。ただし、前条第2項によって作成された議事録については、代表理事及び監事が記名押印する。

第6章 事務局その他の機関

(事務局)

第33条 当法人の事務を処理するために、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長1名その他の職員2名以内を置く。

3 事務局長その他の職員は、会長が理事会の議決を経て任免する。

(顧問及び参与)

第34条 当法人の事業達成のために、顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、会長が理事会の議決を経て委嘱する。

3 顧問は、会長の諮問に応じて会長に助言する。

4 参与は、会長の要請に応じて特別の事項を処理する。

5 顧問及び参与の報酬は、無償とする。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第35条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第36条 当法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、当該事業年度が終了するまでの間、主たる事務所に備え置きするものとする。

(事業報告及び決算)

第37条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第5号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置きするとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置きするものとする。

(剰余金の分配)

第38条 当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第39条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第40条 当法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第41条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第42条 当法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

(附則)

1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び、公益社団法人及び、公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日（注記 平成25年6月3日）から施行する。

1 この定款は、平成30年5月26日より施行する。

一般社団法人神奈川県臨床検査技師会
会費規程

(入会金及び会費)

第1条 定款第7条による当法人の入会金及び会費は、次のとおりとする。

- | | | |
|----------|---------|--------|
| (1) 正会員 | 入会時の入会金 | 5000円 |
| | 1か年の会費 | 7000円 |
| (2) 賛助会員 | 入会時の入会金 | 10000円 |
| | 1か年の会費 | 3万円 |

2 前項の会費は、事業年度の途中において入会し、又は事業年度の途中において任意退会、除名又は会員の資格を喪失（以下、退会という。）した場合であっても、当該事業の1か年の会費を納入しなければならない。

(納付期限)

第2条 前条第1項の会員は、事業年度末日までに翌事業年度分の会費を納入しなければならない。

(再入会)

第3条 退会した者が正会員又は賛助会員となるときは、入会金を納入しなければならない。

(滞納会費の納入)

第4条 正会員又は賛助会員が退会したときは、すみやかに未納入の会費を納入しなければならない。

雑則

(改廃)

第5条 この規程は、総会の決議によって変更することができる。

(附則)

1 この規程は、平成26年5月31日より施行する。

1 この規程は、令和2年4月1日より施行する。

一般社団法人神奈川県臨床検査技師会
会員カード及びポイントサービスに関する規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人神奈川県臨床検査技師会（以下、当法人という。）が発行する会員カード及びこれに付帯して提供するポイントサービスの内容を定め、もって正会員の資質向上と事業の推進を図ることを目的とする。

(会員カードの発行)

第2条 当法人は、正会員の資格を確認し、ポイントを記録するために必要なカード（以下、会員カードという。）を発行する。

- 2 会員カードは、正会員の入会時に新規発行し、事業年度の末日に更新のため発行する。
- 3 会員カードは、施設連絡担当者を経由して送付するものとする。

(指定スタンプ)

第3条 当法人は、ポイントを記録するために必要なスタンプを指定する（以下、指定スタンプという。）。

- 2 ポイントサービスを提供する理事その他の担当者は、善良なる管理者の注意をもって指定スタンプを管理しなければならない。
- 3 前項の担当者は、ポイントの付与、利用に伴う抹消及び移記等に関する一切の業務を執行する。

(会員カードの管理)

第4条 正会員は、会員カードが交付されたときは、直ちに会員番号、氏名、その他必要な事項を自署しなければならない。

- 2 正会員は、善良なる管理者の注意をもって会員カードを管理しなければならない。
- 3 正会員は、会員カードを譲渡、貸与又は質入れ等を行うことができない。

(会員カードの携帯)

第5条 正会員は、当法人が主催する事業に参加するときは、会員カードを携帯しなければならない。

- 2 参加費、受講料、資料代その他（以下、参加費等という。）の負担において、正会員としての資格を証するには、会員カードを提示しなければならない。

(ポイントの付与)

第6条 当法人は、主催する事業又は理事会で認定した事業（以下、ポイント付与事業という。）において、参加した正会員に対し、当該事業の種類に応じて次のポイントを付与する。

- (1) 衛生展等のボランティア事業 3ポイント
 - (2) 総会、県学会 2ポイント
 - (3) 研修会（4時間を超えるもの） 2ポイント
 - (4) 研修会（4時間以下のもの） 1ポイント
 - (5) その他の事業 当該事業ごとに理事会で決定したポイント
- 2 ポイントの付与を求めるには、会員カードを提示しなければならない。
 - 3 当法人がポイントを付与する方法は、ポイント付与事業の開催方法によって次のとおりとする。
 - (1) 現地開催（特定の場所において開催する場合。以下同じ。）
前項の会員カードに、ポイント数に応じた指定スタンプを押印する。
 - (2) オンライン開催（情報通信技術を利用する方法により開催する場合。現地開催を併用する事業において、オンラインで参加する場合を含む。以下同じ。）
事業年度の終了後、当該事業年度にオンライン開催で取得したポイントを有する正会員に対し、ポイント付与カード（以下、付与カードという。）を送付する。
現地開催のポイント付与事業において、正会員が当該付与カードを提出したときは、前項の会員カードに、付与カードのポイント数に応じた指定スタンプを押印する。
 - 4 当法人は、ポイント付与事業の開催案内等において、予め、付与するポイント数を告

知しなければならない。

(ポイントの利用)

第7条 正会員は、当法人が主催する現地開催のポイントを付与する研修会等において、保有ポイントを1ポイント当たり金100円に換算した参加費等の支払いに利用することができる。

2 ポイントを利用するには、会員カードを提示しなければならない。

3 ポイントの利用があったとき、当法人は、前項の会員カードに記録されたポイント数を適宜な方法で抹消する。

4 ポイントの利用は、参加費等の全額の支払いに充てるものとし、現金その他の支払いと併用することはできない。ただし、参加費等が複数に区分されているときは、そのひとつの支払いに充てることができる。

5 ポイントは5ポイント単位で利用し、端数が生じる場合であっても、釣り銭又は端数ポイントを求めることはできない。

6 利用できるポイントは、当該事業の開始前に確定しているものでなければならない。

(ポイントの有効期限)

第8条 ポイントサービスは、ポイントの有効期限を設けない。

(会員カードの更新に伴う保有ポイント移記)

第9条 正会員は、現地開催のポイント付与事業において、事業年度が経過した会員カードに記録された保有ポイントを、第2条第2項により更新された会員カードへの移記を請求することができる。

2 前項の場合、当法人は、事業年度が経過した会員カードを適宜な方法で廃棄処理するとともに、更新された会員カードに保有ポイントに応じた指定スタンプを押印する。

(会員カードの再発行)

第10条 会員カードが毀損し又は紛失、盗難等があった場合、正会員は、会員カードの再発行を請求することができる。

2 前項の請求に際し会員カードの提出がある場合、当法人は、これを適宜な方法で廃棄処理するとともに、保有ポイントに応じた指定スタンプを押印した新しい会員カードを交付する。

3 第1項の請求に際し会員カードの提出がない場合、第2条第3項に規定する方法により新しい会員カードを送付する。

(利用の制限)

第11条 次の各号のいずれかに該当する場合、正会員は、会員カード及びポイントサービスを利用することができない。

(1) 会員カードに署名がないとき

(2) 会員カードの提示がないとき

(3) 会員カード又はポイントの記録に偽造、変造その他の不正があるとき

(4) その他本規程に違反があったとき

(利用資格の喪失)

第12条 正会員が退会したときは、会員カード及びポイントサービスの利用資格を喪失する。

2 前項の場合、保有ポイントは失効する。

(規程の改廃)

第13条 この規程は、理事会の決議によって変更することができる。

2 前項の変更がポイントの付与、利用又は有効期限など正会員に不利益となる場合は、当該決議において正会員に対する周知の方法を定め、かつ、決議後6か月を経過した日以降の日を施行日としなければならない。

附則

1 この規程は、平成31年2月13日から施行する。ただし、第6条(ポイントの付与)、第7条(ポイントの利用)は、同年4月1日から施行する。

2 この規程の施行後、最初の会員カードは、第2条第2項の規定にかかわらず、正会員

全員に発行する。

附則

- 1 この規程は、令和6年1月10日から施行する。

一般社団法人神奈川県臨床検査技師会
表彰規程

(総則)

第1条 一般社団法人神奈川県臨床検査技師会（以下、当法人という。）が行う表彰は、この規程の定めるところによる。

(目的)

第2条 当法人の発展に顕著な功績のあったものを表彰し、会員の意識の高揚と資質の向上をはかることを目的とする。

(表彰の種別)

第3条 表彰の区分は、次の各号とする。

- (1) 功労者
- (2) 学術業績者
- (3) 特別表彰

(表彰の基準)

第4条 表彰者の基準については、次の各号による。

- (1) 功労者－当法人の目的遂行上顕著な功績があった者で次の事項に該当するもの
 - (一) 継続して35年以上の会員で年齢60歳以上であること
 - (二) 会長又は役員経歴者であること
 - (三) 特に功績が大であると認められたもの
- (2) 学術業績者－学術研究において優れた業績を挙げた者会長賞、特別賞は会誌掲載論文の優秀であるもの
- (3) 特別表彰－特別の表彰は前各号のほか会員で公的な奉仕活動に参加したものと及び賛助会員等で特に表彰を必要と認めたもの

(被表彰者の内申)

第5条 地区代表及び研究班長は、表彰該当者がいるときは内申書を会長に提出する。

2 内申書には、該当者の氏名、生年月日、職歴、会員歴（役員歴を含む）、表彰歴等、表彰区分について詳細に明記する。

(被表彰者の決定)

第6条 会長が内申書をうけたときは、理事会で審査のうえ決定する。

(表彰方法)

第7条 表彰は、次の各号により行うものとする。

- (1) 表彰は、当会主催の式典等で行う。
- (2) 表彰は、表彰状を授与して行い、記念品を添えることができる。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、理事会で決定する。

(改廃)

第9条 この規程は、理事会の決議によって変更することができる。

(附則)

- 1 この規程は、平成25年6月3日より施行する。
- 1 この規程は、平成26年4月9日より施行する。
- 1 この規程は、平成29年10月1日より施行する。

一般社団法人神奈川県臨床検査技師会
総会運営規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、一般社団法人神奈川県臨床検査技師会（以下、当法人という。）の総会の運営に関し、必要な事項を定める。

第2章 総会招集の手続等

(招集の手続)

第2条 総会を招集する場合には、理事会の決議によって、次の事項を定める。

- 一 総会の日時及び場所
- 二 総会の目的である事項
- 三 書面によって議決権を行使することができるとする場合はその旨
- 四 次に掲げる事項
 - イ 総会参考書類に記載すべき事項
 - ロ 書面による議決権の行使については、議決権行使書を開催日の前日までに提出すべき旨
- 五 代理人による議決権の行使について、代理権を証明する方法、代理人の数その他代理人による議決権の行使に関する事項
- 六 次に掲げる事項が総会の目的事項であるときは、当該事項にかかる議案の概要
 - イ 役員の選任
 - ロ 役員の報酬等
 - ハ 事業の全部の譲渡
 - ニ 定款の変更

(招集の通知)

第3条 総会を招集するには、会長は、定款第15条第2項に定める日までに、正会員に対し、書面により通知を発しなければならない。

- 2 前項の通知には、前条各号に掲げる事項を記載するとともに、総会参考書類及び委任状、出席票その他必要な書類を同封しなければならない。

(議決権行使に関する基準日)

第4条 事業年度の末日における正会員をもって当該事業年度に関する定時総会において議決権を行使すべき正会員とする。

- 2 臨時総会に関して議決権を行使すべき正会員は、開催日の2か月前の日における正会員とする。

(資格審査委員会)

第5条 議長は、出席者の資格を審査するため、資格審査委員会を設ける。

- 2 資格審査委員会の委員は、各地区の地区代表とする。
- 3 資格審査委員会の委員長は、委員の互選によって選出する。

(審査結果の報告)

第6条 資格審査委員会は、総会出席会員及び書面出席会員の資格を審査し、委員長は資格審査の結果を総会に報告しなければならない。

(議事運営委員会)

第7条 議長は、会議を円滑に運営するため、議事運営委員会を設ける。

- 2 議事運営委員会は、資格審査委員会がこれを兼ねる。

(議事運営)

第8条 議事運営委員会は、次の事項を審議し、その結果を総会に提案する。

- 一 議事日程の時間の割振と変更

- 二 会議混乱の收拾、その他事故ある時の取扱い
- 三 提出議案及び出席正会員からの議案提出に関する取扱い
- 四 その他、議事運営に関すること

(書記)

第9条 議長は、総会の議事を記録するため、書記2名を任命する。

第3章 総会の開催

(会場の設営等)

第10条 総会の開催に際しては、会場を設営し、議事運営に必要な職員等を配置する。

(正会員の出席)

第11条 総会に出席する正会員は、会場の受付において、予め送付を受けた出席票の提出等によりその資格を明らかにしなければならない。

- 2 正会員の代理人として総会に出席する正会員は、会場の受付において、前項の出席票と委任状の提出等によりその資格を明らかにしなければならない。

(正会員以外の者の出席)

第12条 理事及び監事は、やむを得ない事由がある場合を除き、総会に出席しなければならない。

- 2 この法人の職員及び弁護士等は、議長、理事又は監事を補助するために、議長の許可を得て総会に出席することができる。

(傍聴者)

第13条 傍聴者は、定められた場所において傍聴することができる。

第4章 総会の議事

(司会者と議長の選出)

第14条 司会者は会長が指名し、議長決定までの会議の責任を持つものとする。

- 2 司会者は仮議長となり、出席した正会員の中から議長を選出するものとする。

- 3 議長は、総会出席正会員の中から2名とする。

(議長の権限)

第15条 議長は、総会の秩序を維持し、議事を整理する。

- 2 議長は、議事を円滑に進めるために必要と判断するときは、次の者に対して退場を命じることができる。

一 正会員又はその代理人として出席したものであって、その資格を有しないことが判明した者

二 議長の指示に従わない者

三 総会の秩序を乱した者

- 3 議長は、議長の指示に従わない発言、議題に関係しない発言、他人の名誉を毀損し又は侮辱する発言、総会の品位を汚す発言その他議事を妨害し又は議場を混乱させる発言に対し必要な注意を与え、制限し又はその発言を中止させることができる。

(出席者の確認)

第16条 議長は、総会の開会に際し、資格審査委員会に出席者を確認させ、委員長にその結果を総会に報告させなければならない。

(開会の宣言)

第17条 開会の予定時刻が到来したときは、議長は議場に開会を宣言する。

(開会時刻の繰り下げ)

第18条 議長は、やむを得ない事由がある場合には、開会時刻を繰り下げることができる。この場合、すでに入場している正会員等に対して遅滞なく繰り下げられた時刻を通知しなければならない。

(議案提出権)

第19条 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員に限り、理事に対し、一定の事項を総会の目的とすることを請求することができる。この場合において、その請求は、総会の日6週間前までにしなければならない。

第20条 正会員は、総会において、総会の目的である事項につき議案を提出することができる。ただし、当該議案が法令若しくは定款に違反する場合又は実質的に同一の議案につき総会において総正会員の議決権の10分の1以上の賛成を得られなかった日から3年を経過していない場合は、この限りではない。

第21条 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員に限り、理事に対し、総会の日6週間前までに、総会の目的である事項につき当該正会員が提出しようとする議案の要領を正会員に通知することを請求することができる。

2 前項の規定は、同項の議案が法令若しくは定款に違反する場合又は実質的に同一の議案につき総会において総正会員の議決権の10分の1以上の賛成を得られなかった日から3年を経過していない場合には、適用しない。

(議題の付議の宣言)

第22条 議長は、各議事に入るに当たり、その議題を付議することを宣言する。

(理事等の報告又は説明)

第23条 議長は、議題付議の宣言後、必要と認めるときは、理事及び監事に対しその議題に関する事項の報告又は説明を求めることができる。この場合理事又は監事は、議長の許可を得て、補助者に報告又は説明をさせることができる。

2 正会員が理事又は監事に対し特定の事項について説明を求めるときは、議長は理事又は監事に対し説明を求めなければならない。ただし、当該事項が総会の目的である事項に関しないものである場合、又は、その説明をすることが正会員の共同の利益を著しく害する場合その他正当な理由がある場合と議長が認めるときはこの限りではない。

3 一般社団・財団法人法第43条、第44条又は第49条第3項の規定により正会員から提案があった場合は、議長はその正会員に議題の説明を求め、また、理事又は監事に対してこれにかかる意見を述べさせることができる。

(議題の審議)

第24条 議題について発言するときは、議長の許可を受けなければならない。

2 発言の順序は、議長が決する。

3 議長から指名を受けたときは、発言に先立ち、会員番号、氏名を明確にして発言し、終了後はその要旨を書面で提出しなければならない。

4 発言は、簡潔明瞭であることを要し、議長は、議事の進行上必要があると認めるときは、発言時間を制限することができる。

(議事進行動議)

第25条 正会員は、総会の議事進行に関して、動議を提出することができる。

2 前項の動議については、議長は速やかに採決しなければならない。

3 議長は、第1項の動議が、総会の議事を妨害する手段として提出されたとき、不適法又は権利の濫用に当たるとき、その他動議に合理的な理由のないことが明らかなきときは直ちに却下することができる。

(議長の不信任動議)

第26条 議長不信任動議が提出されたときは、議長は速やかに採決しなければならない。

2 前項の動議が決議されたときは、議事運営委員長が仮議長となり、その総会の議長を出席正会員の中から選出する。

3 総会の議長が、その総会において出席正会員の中から選出されたときは、議長不信任動議を提出することができない。

(採決)

第27条 議長は、議題について質疑及び討論が尽くされたと認められるときは、審議終了を宣言し、採決することができる。

2 議長は、一括して審議した議題については、一括して採決することができる。ただし、理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに採決を行わなければ

ならない。理事又は監事の候補者の合計数が定款第25条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

- 3 議長は、議題原案に対して修正案が提出された場合には、原案に先立ち修正案の採決を行う。
- 4 複数の修正案が提出された場合は、原案から遠いものと議長が認めるものから順次採決を行う。ただし、多数の修正案が提出された場合には、前項の定めにかかわらず、原案を修正案に先立ち採決することができる。
- 5 修正案の採決においては、書面又は電磁的方法によって、原案に賛成の旨行使された議決権については、修正案に反対の意思が表明されたものとして、また原案に反対又は棄権の旨行使された議決権については、修正案の採決につき棄権したものとして取り扱う。
- 6 一般社団・財団法人法第55条第1項及び第2項に規定する議案が提出されたときは、書面によって行使された議決権については、賛成の意思が表明されたものとして扱う。
- 7 議長は、採決について、賛否を確認できるいかなる方法によることもできる。
- 8 議長は採決に先立って、議題及び自己の議決権の行使に関するいかなる意見も述べることができない。議長が議決権を有するときは、その議決権は採決の結果を確認する直前にのみ行使し、採決の結果に参入することができる。

(出席した正会員の議決権の数)

第28条 総会の決議については、次の数の合計数を出席した正会員の議決権の数とする。

- 一 出席した正会員本人の議決権の数
- 二 代理人を出席させた正会員の議決権の数
- 三 議決権行使書を開催日の前日までに提出した正会員の議決権の数

(総会の決議)

第29条 総会の決議は、定款第18条に定める方法により行う。

- 2 総会は、定款第15条第2項による総会の目的である事項のほか、その目的とするとはできない。

(採決結果の宣言)

第30条 議長は、採決が終了した場合には、その結果並びにその議題の決議に必要な賛成数を充足しているか否かを宣言する。

(休憩)

第31条 議長は、必要と認められるときは、再開時刻を定めて休憩を宣言することができる。

(延期又は続行)

第32条 総会を延期又は続行する場合は、総会の決議による。

- 2 前項の場合、延会又は継続会の日時及び場所についても決議しなければならない。ただし、その決定を議長に一任することができる。
- 3 前項ただし書きの場合、議長は、決定した日時及び場所を速やかに正会員に通知しなければならない。
- 4 延会又は継続会の日は、当初の総会の日より2週間以内の日としなければならない。

(閉会)

第33条 議長は、すべての議事が終了した場合には、閉会を宣言する。

(議事録)

第34条 総会の議事については、書面にて議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。また議長及び出席した正会員の中から総会において選出された議事録署名人2名以上が記名押印するものとする。
 - 一 開催された日時及び場所（当該場所に存しない理事、監事又は正会員が総会に出席した場合における当該出席の方法）
 - 二 議事の経過の要領及びその結果

三 決議を要する事項について特別の利害関係を有する正会員があるときは、当該正会員の氏名

四 次の意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要

イ 監事が監事の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べたとき

ロ 監事を辞任した者が、辞任後最初に招集された総会に出席して辞任した旨及びその理由を述べたとき

ハ 監事又は（及び）理事が総会に提出しようとする議案、書類等について調査の結果、法令若しくは定款に違反し又は著しく不当な事項があるものと認めて、総会に報告したとき

ニ 監事が監事の報酬等について意見を述べたとき

五 総会に出席した理事、監事の氏名

六 議長の氏名

七 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

（議事の経過及びその結果の報告）

第35条 会長は、総会の議事の経過及びその結果の概要を、書面又は電磁的方法で報告するものとする。

（改廃）

第36条 この規程は、理事会の議決によって変更することができる。

（附則）

1 この規程は、平成25年6月3日より施行する。

1 この規程は、平成26年4月9日より施行する。

1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

一般社団法人神奈川県臨床検査技師会
組織運営規程

第1章 総則

第1条 一般社団法人神奈川県臨床検査技師会（以下、当法人という。）の組織及び運営は、定款によるほか、この規程の定めるところによる。

第2章 理事、監事及び理事会

（理事、監事の定数及び選出）

第2条 理事のうち18名は正会員とし、別表1の地区から、別表2の選出定数を役員推薦委員会が推薦する。

2 前項のほか、会長は、理事2名を推薦することができる。

3 監事2名は役員推薦委員会が推薦する。

（理事会）

第3条 定款第5章に規定した理事会の詳細は、理事会規程に定める。

（常務理事会）

第4条 当法人に常務理事会を置く。

2 常務理事会の詳細は、理事会規程第5章に定める。

（注意勧告理事会）

第4条の2 当法人に注意勧告理事会を置く。

2 注意勧告理事会の詳細は、理事会規程第6章に定める。

第3章 役員推薦委員会

（役員推薦委員会）

第5条 当法人に次の役員を推薦するため、役員推薦委員会を置く。

(1) 第2条第1項の理事

(2) 第2条第3項の監事

(3) 役員推薦委員

2 役員推薦委員は正会員とし、別表3の選出定数を役員推薦委員会が推薦し、総会の決議によって選任する。

3 役員推薦委員会の委員長は、委員の互選により選出する。

（役員推薦委員の任期）

第6条 役員推薦委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された役員推薦委員の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

（役員推薦委員会の招集）

第7条 役員推薦委員会は、会長と協議のうえ委員長が招集する。

（役員候補者の提出）

第8条 役員推薦委員は、各地区内で協議した役員候補者を役員選任の議案が付議される総会の30日前までに委員長に提出するものとする。

（役員推薦名簿）

第9条 役員推薦委員会は、役員候補者の承諾を得て役員推薦名簿を作成し、委員長が総会に提出しなければならない。

第4章 部

（部及び役職）

第10条 当法人の業務を行うために事業部、運営企画部、広報部、事務部及び会計部を置く。

2 各部に部長を置く。

3 部長は、会長が指名し、理事会の承認を得るものとする。

(事業部)

第11条 事業部においては、次の業務を司る。

(1) 県民に対する衛生思想の普及、啓発に関すること

(2) 臨床衛生検査技能による地域保健事業への協力に関すること

(3) 臨床衛生検査に関する調査、研究及び情報の提供に関すること

(4) 検査の精度管理に関する調査、研究、指導に関すること

(5) 地域啓発のための講演会、講習会、研修会等による学術交流及び学会の開催に関する
こと

(6) 臨床衛生検査技能及び精度管理等に関し、会員の資質向上のための研究班の運用に関する
こと

(7) 救急センター事業に関すること

(8) その他臨床検査等の学術に関すること

(運営企画部)

第12条 運営企画部においては、次の業務を司る。

(1) 地区活動の推進及び組織強化に関すること

(2) 地区集会及び職場連絡会に関すること

(3) 会員の親睦に関すること

(4) 臨床検査技師資格等の改善による身分の向上に関すること

(5) 関係法規に関すること

(6) 臨床検査技師教育機関に関すること

(7) 離職会員の実態把握及び社会的連携等に関すること

(8) 関係団体との連携に関すること

(9) 臨床検査技師、衛生検査技師業務の啓発宣伝に関すること

(10) その他会の運営企画に関すること

(広報部)

第13条 広報部においては、次の業務を司る。

(1) 会報の企画、編集、発行に関すること

(2) ホームページの企画、編集、運営に関すること

(3) その他この会の広報に関すること

(事務部)

第14条 事務部においては、次の事務を司る。

(1) 定款、諸規程に関すること

(2) 会務の報告に関すること

(3) 文書の授受発行に関すること

(4) 会議並びに議事録に関すること

(5) 会員名簿の発行に関すること

(6) 会の印鑑等の保管、管理に関すること

(7) 会員との連絡事務に関すること

(8) 関係団体との関係事務に関すること

(9) その他各部の主管に属さない事務的なこと

(会計部)

第15条 会計部においては、次の事務を行う。

(1) 会計簿の作成及び保持に関すること

(2) 現金の保管、出納に関すること

(3) 会の財政の確立に関すること

(4) 収支予算書の編成に関すること

- (5) 貸借対照表、損益計算書（正味財産増減計算書）及びそれらの付属証明書の編成に関すること
- (6) 入会金、会費等の徴収に関すること
- (7) 毎月の経理状況の報告に関すること
- (8) 物品の管理に関すること
- (9) 地区、研究班の収入及び支出の管理に関すること
- (10) 関係団体との会計事務に関すること
- (11) その他会計に関すること

第5章 地区

（地区の名称及び地域）

第16条 当法人は、別表1のとおり、神奈川県を地域により区分し、同表に掲げる名称の地区を置く。

2 地区は、運営企画部が所管する。

3 地区の詳細は、地区規程に定める。

（理事候補者等の推薦）

第17条 前条の地区は、役員推薦委員会に対し、次の候補者を推薦する。

(1) 別表2に掲げる地区定数の理事候補者

(2) 別表3に掲げる地区定数の役員推薦委員候補者

2 前項のほか、地区は、別表2に掲げる全県下の理事候補者を推薦することができる。

（地区代表者会）

第18条 当法人は、地区との連絡調整を図るため、地区代表者会を置く。

2 地区代表者会は、地区代表及び理事をもって構成する。

3 地区代表者会は、会長が招集し、年1回以上開催する。

第19条 削除

第20条 削除

第21条 削除

第6章 委員会

（委員会）

第22条 当法人は、本規程の定めるところにより委員会を設置する。

2 委員会は、会長又は所管する部の指揮監督に基づき、当法人の活動の一部を担うものとする。

3 会長又は所管する部の理事は、委員会に出席して意見を述べる事ができる。

（委員及び委員長）

第23条 委員は、理事会の決議に基づき、会長が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。但し、再任は妨げない。

3 補欠又は増員により委嘱された委員の任期は、前任者または他の委員の任期の満了するときまでとする。

4 委員長は、委員の互選で定める。

5 委員長は、委員会を招集し、統括する。ただし、最初の委員会は会長が招集する。

6 委員長は、その職務を補佐し代行させるため、副委員長を指名することができる。

（専門委員会）

第24条 専門委員会は、会長の諮問する専門事項を調査研究し、この結果を答申する。

2 委員の定数は、理事会で定める。

3 専門委員会は、会長が所管する。

（編集委員会）

第25条 編集委員会は、機関誌等の企画、編集、発行を行う。

2 委員の定数は、各研究班から選出された人員で構成する。

3 編集委員会は、事業部が所管する。

(広報委員会)

第26条 広報委員会は、県民に対する当法人の活動及び検査技師の制度職務のPRを行うとともに、会員に対する情報提供を行う。

2 委員の定数は、理事会で定める。

3 広報委員会は、事業部が所管する。

(精度改善委員会)

第27条 精度改善委員会は、臨床検査の精度向上と改善を図るため、精度管理に関する調査、研究及び指導を行う。

2 委員の定数は、各研究班から選出された人員で構成し、必要に応じ有識者を5名の範囲で置くことができる。

3 精度改善委員会は、事業部が所管する。

(調査委員会)

第28条 調査委員会は、臨床検査の職域に関する実態調査を行う。

2 委員の定数は、各地区から選出された人員で構成する。

3 調査委員会は、運営企画部が所管する。

(企画委員会)

第29条 企画委員会は、企画調査に関することを行う。

2 委員の定数は、理事会で定める。

3 企画委員会は、運営企画部が所管する。

(STI予防啓発委員会)

第30条 STI予防啓発委員会は、STIに対する正しい知識の普及啓発及びその予防対策に関する活動を行う。

2 委員の定数は、理事会で定める。

3 STI予防啓発委員会は、運営企画部が所管する。

(生活習慣病対策委員会)

第31条 生活習慣病対策委員会は、生活習慣病に対する正しい知識の普及啓発及びその予防対策に関する活動を行う。

2 委員の定数は、理事会で定める。

3 生活習慣病対策委員会は、運営企画部が所管する。

(災害医療委員会)

第32条 災害医療委員会は、大規模災害時において当法人が果たすべき災害医療活動を検討し、その体制を構築する。

2 委員の定数は、各地区から選出された人員で構成し、必要に応じ外部有識者を2名の範囲で置くことができる。

3 災害医療委員会は、運営企画部が所管する。

(会員交流委員会)

第33条 会員交流委員会は、会員の結束と人的資源の育成活用を図るため、会員間の交流に関する活動の企画、立案を行う。

2 委員の定数は、運営企画部、広報部、会計部の理事各1名と賛助会員3名の計6名とする。

3 委員長は、理事の中から委員の互選で定める。

4 会員交流委員会は、運営企画部が所管する。

第7章 研究班及び専門グループ

(研究班等)

第34条 当法人は、臨床衛生検査に関する研究部門に応じた研究班及び専門グループ(以下、研究班等という。)を置く。

- 2 研究班等は、事業部が所管する。
- 3 研究班等の詳細は、研究班規程に定める。

第8章 事務局及び施設連絡担当者

(事務局長)

第35条 事務局長は、事務部長の監督を受けて、事務局の事務を統括し、事務局の職員を指揮監督する。

- 2 事務局長は、定款第33条第3項に規定する職員の任免について、会長に対し、意見を述べることができる。

(職員の規律)

第36条 事務局職員の就業に関する規律は、常務理事会の決議により定める。

(施設連絡担当者)

第37条 施設に所属する正会員と事務局との文書の授受その他の連絡事務を行うため、施設ごとに施設連絡担当者1名を置く。

- 2 施設連絡担当者は、その旨を所定の様式により、事務局に届け出なければならない。届出事項に変更があったときも同様とする。

第9章 雑則

(改廃)

第38条 この規程は、理事会の決議によって変更することができる。

別表1 (地区) 第16条第1項関係

名称	地域
川崎	川崎市
横浜 I	鶴見区・港北区・神奈川区・ 緑区・青葉区・都筑区・ 保土ヶ谷区・旭区・瀬谷区・西区
横浜 II	中区・南区・ 港南区・戸塚区・栄区・泉区・ 磯子区・金沢区
横須賀	横須賀市・逗子市・ 三浦市・三浦郡
湘南	藤沢市・鎌倉市・ 茅ヶ崎市・平塚市・中郡・高座郡
西湘	小田原市・南足柄市・秦野市・ 足柄上郡・足柄下郡
県央	相模原市・ 厚木市・伊勢原市・大和市・座間市・ 海老名市・綾瀬市・愛甲郡

別表2 (理事選出定数) 第17条関係

地区等	川崎	横浜 I	横浜 II	横須賀	湘南	西湘	県央	全県下	会長推薦
選出定数	2	3	3	1	1	1	4	3	2

別表 3 (役員推薦委員選出定数) 第 17 条関係

地区	川崎	横浜 I	横浜 II	横須賀	湘南	西湘	県央
選出定数	2	2	2	1	1	1	3

(附則)

- 1 この規程は、平成 25 年 6 月 3 日より施行する。
- 1 この規程は、平成 26 年 4 月 9 日より施行する。
- 1 この規程は、平成 27 年 2 月 18 日より施行する。
- 1 この規程は、平成 29 年 10 月 1 日より施行する。
- 1 この規程は、平成 30 年 4 月 1 日より施行する。
- 1 この規程は、平成 30 年 4 月 11 日より施行する。
- 1 この規程は、令和元年 10 月 9 日より施行する。
- 1 この規程は、令和 3 年 6 月 9 日から施行する。
- 1 この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 1 この規程は、令和 6 年 4 月 10 日から施行する。
- 1 この規程は、令和 6 年 8 月 14 日から施行する。

一般社団法人神奈川県臨床検査技師会
理事会規程

第1章 総則

(目的)

第1条 一般社団法人神奈川県臨床検査技師会（以下、当法人という。）の理事会は、定款第5章の定めによるほか、この規程に定めるところによる。

(開催)

第2条 理事会は、毎月定例に開催する。ただし、次の各号に該当する場合は、臨時に開催する。

- 一 会長が必要と認めたととき。
- 二 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき。
- 三 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- 四 定款第23条第2項の規定により、監事から会長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(構成)

第3条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

第2章 理事会招集の手続

(招集者)

第4条 理事会は会長が招集する。ただし、第2条第3号により理事が招集する場合及び同条第4号後段により監事が招集する場合を除く。

- 2 第2条第3号による場合は、理事が、同条第4号後段による場合は、監事が招集する。
- 3 会長は、第2条第2号又は同条第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会を招集しなければならない。
- 4 理事全員改選直後の理事会は、各理事がこれを招集することができる。

(招集通知)

第5条 理事会を招集する者は、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。ただし、理事会は、通知した会議の目的である事項以外の事項を決議することができる。

- 2 前項の書面による通知の発出に代えて、理事及び監事の承諾を得た電磁的方法により通知を発出することができる。
- 3 前2項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

第3章 理事会の議事

(理事会の議長)

第6条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

- 2 前項にかかわらず、会長が欠けたとき又は事故があるときは、予め理事会の定める順序による副会長が当たる。また、理事全員改選直後の理事会における議長については、出席した理事のなかから互選された者がこれに当たる。

(定足数)

第7条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(関係者の出席)

第8条 理事会が必要と認めるときは、議事に関係を有する者の出席を求めて、その意見を徴することができる。

(理事等の報告又は説明)

第9条 議長は、議題付議の宣告後、必要と認めるときは、代表理事、業務執行理事及び監事又は当該議題にかかる議案の提案者に対し説明を求めることができる。

2 一般社団・財団法人法第93条第2項の規定により理事から招集の請求があった場合は、議長はその理事に議題の説明を求めなければならず、また必要があるときは代表理事、業務執行理事又は監事に対してこれに係る意見を述べさせなければならない。

(議事進行動議)

第10条 理事は、理事会の議事進行に関して、動議を提出することができる。

2 前項の動議については、議長は速やかに採決しなければならない。

3 議長は、第1項の動議が、理事会の議事を妨害する手段として提出されたとき、不適法又は権利の濫用にあたる時、その他動議に合理的な理由のないことが明らかなきときは直ちに却下することができる。

(議長不信任動議)

第11条 議長不信任動議が提出されたときは、議長は速やかに採決しなければならない。

2 前項の動議が決議されたときは、事務局が仮議長となり、その理事会の議長を出席理事の中から選出する。

3 理事会の議長が、その理事会において出席理事の中から選出されたときは、議長不信任動議を提出することができない。

(採決)

第12条 議長は、議題について質疑及び討論が尽くされたと認められるときは、審議終了を宣言し、採決することができる。この場合議長は、一括して審議した議題については、一括して採決することができる。

2 議長は、議題原案に対して修正案が提出された場合には、原案に先立ち修正案の採決を行う。

3 複数の修正案が提出された場合は、原案から遠いものと議長が認めるものから順次採決を行う。ただし、多数の修正案が提出された場合には、前項の定めにかかわらず、原案を修正案に先立ち採決することができる。

4 議長は、採決について、賛否を確認できるいかなる方法によることもできる。

5 議長は採決に先立って、議題、議案及び自己の議決権の行使に関するいかなる意見も述べることはできない。その議決権は採決の結果を確認する直前にのみ行使し、採決の結果に算入することができる。

(決議方法)

第13条 理事会に付議された事項は、議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは議長の裁決するところによる。

2 前項前段の場合において、議長は、理事として表決に加わることはできない。

(決議の省略)

第14条 定款第31条第2項の規定により理事が理事会の決議の目的である事項について提案する場合は、理事及び監事の全員に対し、次の事項を書面又は電磁的記録により通知しなければならない。

一 理事会の決議の目的である事項の提案である旨

二 提案した理事の氏名及び年月日

三 提案の内容

四 当該提案に同意又は不同意の回答を求める旨

2 前項の通知を受けた理事は、遅滞なく、当該提案に同意又は不同意である旨を書面又は電磁的記録により回答しなければならない。

(報告の省略)

第15条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

(監事の出席)

第16条 監事は、理事会に出席し、必要な場合は意見を述べなければならない。

(議事録)

第17条 理事会の議事については、定款第32条で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、別表に掲げる事項を記載しなければならない。

3 理事会の会議及びその議事録は、次の場合を除いて公開しない。

一 理事会の決議による時

二 正会員又は債権者が、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第97条第2項、第3項により議事録の閲覧又は謄写について裁判所の許可を得たとき

(議事録の配布)

第18条 議長は、欠席した理事及び監事に対して、議事録の写し及び資料を配布して、議事の経過及びその結果を遅滞なく報告するものとする。

第4章 理事会の権限

(権限)

第19条 理事会は、この法人の業務執行を決定し、理事の職務の執行を監督するとともに会長、副会長、及び常務理事の選定及び解職を行う。

(決議事項)

第20条 理事会が決議すべき事項は、次のとおりとする。

一 法令に定める事項

イ この法人の業務執行の決定

ロ 理事の職務の執行の監督

ハ 会長、副会長、及び常務理事の選定及び解職

ニ 総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定

ホ 重要な財産の処分及び譲受

ヘ 多額の借入

ト 重要な使用人の選任・解任

チ 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止

リ 内部管理体制の整備

ヌ 事業計画書及び収支予算書等の承認

ル 事業報告及び計算書類等の承認、

ヲ その他法令に定める事項

二 定款に定める事項

イ 定款に定める規程の制定、変更及び廃止

ロ 会長、副会長、常務理事の選定及び解職

ハ 基本財産の指定、維持、管理及び処分の決定

ニ 委員会の設置・運営に必要な事項の決定

ホ その他定款に定める事項

三 その他重要な業務執行に関する事項

イ 関係団体へ派遣する役員の選定及び解職

ロ 重要な事業その他の契約の締結、解除、変更

ハ 重要な事業その他の争訟の処理

ニ その他理事会が必要と認める事項

第5章 常務理事会の特則

(常務理事会)

第21条 常務理事会の職務は、会長を補佐し、理事会の円滑な運営を図るものとする。

- 2 常務理事会は、会長、副会長、常務理事をもって構成し、当法人の運営上必要と認めるときは、理事会の承認を経て理事のなかから若干名を選任することができる。
- 3 常務理事会は、会長が招集する。
- 4 常務理事会は、毎月定例に開催する。ただし、会長が必要と認めるときは、臨時に開催することができる。

第6章 注意勧告理事会の特則

(注意勧告理事会)

- 第22条 注意勧告理事会の職務は、事業の執行に関わる理事その他会員の行為が法令又は定款その他の規程に違反するおそれがある場合において、これを適正かつ迅速に審査し、必要がある場合は、注意を促し、改善を求めるため勧告するものとする。
- 2 注意勧告理事会の構成員は、常務理事会の構成員とする。ただし、当該構成員が審査の対象になったときは、その職務の執行から除斥される。
 - 3 構成員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。職務を辞した後も同様とする。
 - 4 注意勧告理事会は、会長が必要と認めるときに招集し、会長が議長となる。
 - 5 注意勧告理事会は、監事1名の出席を求めなければならない。
 - 6 注意勧告理事会の会議及びその議事録は公開しない。ただし、第17条第3項第二号によるときは、この限りでない。

(注意勧告)

- 第23条 注意勧告理事会が注意し又は勧告する決議を行うには、予め、審査の対象となる理事その他の会員（以下、被審査者という。）に弁明の機会を与えなければならない。
- 2 前項の決議は、構成員の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - 3 第1項の決議を可決したときは、会長は、被審査者に対し、遅滞なくその旨を通知しなければならない。

(開示請求)

- 第24条 被審査者の行為を指摘して第22条第1項の審査を申し立てた者（以下、申立人という。）は、会長に対し、次の文書（個人を特定した記述を削除するなどの措置を講じたもの）の開示を請求することができる。
- 一 前条第3項により通知した場合は、その注意勧告書
 - 二 審査の前提として事実調査を行った場合は、その調査結果報告書
- 2 前項の請求は、当法人が定める様式により、開示を求める文書名、使用目的及びその理由を記載し、使用目的以外に決して使用しない旨を誓約して署名、捺印した請求書を提出しなければならない。
 - 3 会長は、第1項の請求があったときは、遅滞なく注意勧告理事会の決議を求めなければならない。
 - 4 注意勧告理事会は、第1項の請求について使用目的及びその理由の正当性を審議のうえ、開示の可否を決議する。ただし、開示する決議は、構成員の全員一致をもって行う。

第7章 事務局

(事務局)

- 第25条 理事会の事務局には、事務部長及び事務局長が当たる。

第8章 雑則

(改廃)

- 第26条 この規程は、理事会の決議によって変更することができる。

議事録記載事項

I 通常の理事会

- 1 理事会が開催された日時及び場所
- 2 理事会が次に掲げる招集によるときは、その旨
 - イ 定款第29条第2項の規定による会長以外の理事の請求をうけた招集
 - ロ 定款第23条第2項の規定による監事の招集
- 3 理事会の議事の経過の要領及びその結果
- 4 決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは、その理事の氏名
- 5 次の規程により理事会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要
 - イ 定款第28条第2項の規定による理事の報告
 - ロ 定款第23条第1項の規定による監事の報告
- 6 定款第32条により議事録署名人とされた会長以外の理事で、理事会に出席したものの氏名
- 7 定款第30条の規定による議長の氏名

II 第14条に規定する決議の省略の場合

- 1 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容
- 2 提案をした理事の氏名
- 3 理事会の決議があったものとみなされた日（理事全員の同意があった日）
- 4 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

(附則)

- 1 この規程は、平成25年6月3日より施行する。
- 1 この規程は、平成26年4月9日より施行する。
- 1 この規程は、平成29年10月1日より施行する。
- 1 この規程は、令和元年10月9日より施行する。

一般社団法人神奈川県臨床検査技師会
役員推薦委員会運営規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人神奈川県臨床検査技師会（以下、当法人という。）の発展を図るため、人材資源を活用し、適切な役員候補者を円滑に推薦することを目的とする。

(組織及び運営)

第2条 役員推薦委員会（以下、委員会という。）の組織及び運営は、組織運営規程「第3章 役員推薦委員会」に定めるほか、この規程に定めるところによる。

(決議)

第3条 委員会の決議は、委員の3分の2以上が出席し、その過半数をもって行う。

2 委員が被推薦者となる決議には、当該委員は決議に参加することはできない。

(職務)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる候補者に関し、総会に推薦する候補者を決議する。

(1) 全県下から提出された会長候補者（1名）及び副会長候補者（2名）

(2) 地区から提出された理事候補者（15名）

(3) 地区から提出された役員推薦委員候補者（12名）

(4) 監事候補者（2名）

2 前項の候補者（監事候補者を除く。）は、次の要件を満たす者でなければならない。

(1) 正会員（定款第5条第1項第1号）であり、当法人の目的に賛同する者であること。

(2) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、法人法という）第65条第1項に該当する者でないこと。

3 第1項の監事候補者は、次の要件を満たす者でなければならない。

(1) 法律又は会計に関する知識及び経験を備えている者であること。

(2) 法人法第65条第1項、第2項に該当する者でないこと。

(情報の提供)

第5条 委員会は、前条の決議を行うにあたり、地区代表又は候補者に対し、必要な情報の提供を求めることができる。

(役員推薦名簿の提出)

第6条 委員長は、会長に対し、第4条の決議があったときは、総会に推薦する候補者の氏名、所属施設名、役員経歴及び推薦理由等を記載した役員推薦名簿を提出しなければならない。

(委員の守秘義務等)

第7条 委員は、職務上に知り得た役員候補者の個人情報等を適正に取扱うとともに、漏えい、滅失又は棄損その他の事故を防止するよう十分に注意しなければならない。委員を退任した後も同様とする。

2 委員は、当法人の役員の活動状況及び地区正会員の現状を把握することに努め、地区候補者の選出に際し、適切な指導、助言を行わなければならない。

(改廃)

第8条 この規程は、理事会の決議によって変更することができる。

(附則)

1 この規程は、平成25年6月3日より施行する。

1 この規程は、平成30年1月1日より施行する。

1 この規程は、令和元年11月13日より施行する。

一般社団法人神奈川県臨床検査技師会
地区規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人神奈川県臨床検査技師会（以下、当法人という。）組織運営規程第16条に規定する地区が、当法人の事業を円滑に実施するため、その組織及び運営に関する事項を定め、もって地域住民の健康の保持・増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第2条 地区は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 地区正会員の資質向上に関する事業
- (2) 地区の組織を強化する事業
- (3) 地区正会員に対する情報提供その他当法人との連絡調整
- (4) その他地区の目的を達成するために必要な事業

(地区正会員)

第3条 地区は、当該地区が対象とする地域に、所属する施設（施設に所属しない正会員は自宅）が所在する正会員をもって構成する。

第2章 地区役員

(地区役員)

第4条 地区は、次の地区役員を置く。

- (1) 地区代表 1名
- (2) 会計 1名
- (3) 研修会委員 1名
- (4) ホームページ委員 1名

(地区役員を選出及び委嘱)

第5条 地区役員は、地区正会員の中から候補者を選出し、地区代表が会長に報告し、理事会で承認のうえ、会長が委嘱する。

2 前項の規定は、地区役員に変更があったときも同様とする。

(地区役員の職務)

第6条 地区代表は、地区を代表し、地区の業務を統括するほか、次の各号の職務を行う。

- (1) 組織運営規程第18条に定める地区代表者会
- (2) 総会運営規程第5条及び第7条に定める資格審査委員並びに議事運営委員
- (3) その他定款又は規程に定める事項

2 地区役員（地区代表を除く。）は、地区代表を補佐し、地区代表に事故があるときは、その職務を代行し、相互に協力して事業の推進に当たるほか、当該地区役員の担当に応じて、次の職務を行う。

- (1) 会計は、第10条の規定に基づき、地区の会計事務を行う。
- (2) 研修会委員は、運営企画部と協力し、地区の資質向上に関する事業を企画、実施する。
- (3) ホームページ委員は、広報部と協力し、地区のホームページを企画、編集、運営する。

(地区役員の任期)

第7条 地区役員の任期は、2年とする。ただし、再任することができる。

2 前任者の後任として選出された地区役員の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

第3章 地区の業務

(地区集会等)

第8条 地区は、地区集会又は地区正会員の協議により、次の事項を決定する。

- (1) 第5条に定める地区役員候補者の選出
- (2) 組織運営規程第17条に定める理事候補者等の選出
- (3) その他地区の重要な事項

(地区の業務)

第9条 地区は、地区の企画に基づく事業のほか、次の業務を行う。

- (1) 理事会の決議により委任された事業
 - (2) 会長又は担当する理事により指示された事項
 - (3) その他定款又は規程に定める事項
- 2 毎事業年度の事業計画及び収支予算は、当該年度の開始前に、運営企画部長に対し、所定の様式により、申請しなければならない。
 - 3 事業の企画は、当該事業の開始前に、広報部長に対し、所定の様式により、申請しなければならない。
 - 4 事業の実施は、当該事業の終了後1週間以内に、運営企画部長に対し、所定の様式により、報告しなければならない。

第4章 地区会計

(会計)

第10条 地区は、現金出納帳等の帳簿を備え、領収書等の書類を保存し、現金その他の財産の出納及び保管を明確にしなければならない。

- 2 事業の実施に係る収支は、当該事業の終了後1週間以内に、運営企画部長に対し、所定の様式により、報告しなければならない。

(会計監査)

第11条 地区の会計監査は、運営企画部長及び会計部長により、毎年2回実施する。

第5章 雑則

(補則)

第12条 第9条第2項、第3項、第4項及び第10条第2項に規定する所定の様式のほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事会の決議によって定める。

(改廃)

第13条 この規程は、理事会の決議によって変更することができる。

(附則)

- 1 この規程は、平成25年6月3日より施行する。
- 1 この規程は、平成26年4月9日より施行する。
- 1 この規程は、平成29年10月1日より施行する。
- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

《事業の申請又は報告のまとめ》

	申請又は報告の時期		提出先	所定の様式 (HPに掲載)
事業計画及び収支予算 (第9条第2項)	年度の開始前	申請	運営企画部長	事業計画表
事業の企画 (第9条第3項)	事業の開始前	申請	広報部長	ホームページ記事掲載及び行事実施申請書
事業の実施 (第9条第4項) 事業の実施に係る収支 (第10条第2項)	事業の終了後 1週間以内	報告	運営企画部長	活動報告書 (研究班・地区)

一般社団法人神奈川県臨床検査技師会

研究班規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人神奈川県臨床検査技師会（以下、当法人という。）組織運営規程第34条に規定する研究班等が、当法人の事業を円滑に実施するため、その組織及び運営に関する事項を定め、もって県民の健康の保持・増進に寄与することを目的とする。

(研究班等の名称及び研究部門)

第2条 研究班の名称及び当該研究班が担う研究部門は、別表1のとおりとする。

2 専門グループの名称及び当該専門グループが担う研究部門は、別表2のとおりとする。

3 専門グループは、その性質に反しない限り、研究班の規定を準用する。この場合において「研究班」は「専門グループ」と、「研究班長」は「責任者」と読み替えるものとする。

(事業)

第3条 研究班は、第1条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 研究部門に関する調査、研究及び情報の提供
- (2) 研究部門の精度管理に関する調査、研究及び指導
- (3) 研究部門に関する正会員の資質向上に関する事業
- (4) 研究部門に関する機関誌及び会報の発行
- (5) その他研究班の目的を達成するために必要な事業

第2章 運営委員

(運営委員)

第4条 研究班は、次の運営委員を置く。

- (1) 研究班長
- (2) 副班長
- (3) 会計担当
- (4) 編集委員
- (5) 精度改善委員
- (6) 生涯教育委員
- (7) 実務委員

2 運営委員の員数（必要としない運営委員を置かないことを含む。）は、当該研究班の実情に応じて理事会で定める。

(運営委員の選出及び委嘱)

第5条 運営委員は、正会員の中から候補者を選出し、研究班の推薦により、理事会で承認のうえ、会長が委嘱する。

2 前項の規定は、運営委員に変更があったときも同様とする。

(運営委員の職務)

第6条 研究班長は、研究班を代表し、研究班の業務を統括する。

2 副班長は、研究班長を補佐し、研究班長に事故あるときは、その職務を代行するほか、研究班の業務を掌理する。

3 会計担当は、第12条の規定に基づき、研究班の会計事務を行う。

4 編集委員は、組織運営規程第25条に定める委員会の構成員として、その職務を行う。

5 精度改善委員は、組織運営規程第27条に定める委員会の構成員として、その職務を行う。

6 生涯教育委員は、生涯教育に関する業務を行う。

- 7 実務委員は、研究班の実務を担当する。
- 8 運営委員（前7項の役職にある者を含む。）は、相互に協力して研究班の事業の推進にあたる。

（運営委員の任期）

第7条 運営委員の任期は、2年とする。ただし、再任することができる。

- 2 前任者の後任として、又は増員により選出された運営委員の任期は、前任者又は他の運営委員の任期の満了する時までとする。

（サポートメンバー）

第8条 研究班は、特定の事業を対象として運営委員の支援その他の活動を行うサポートメンバーを置くことができる。

- 2 サポートメンバーは、研究班の推薦により、理事会で承認のうえ、会長が委嘱する。
- 3 サポートメンバーの任期は、対象とする特定の事業が開催される日に限るものとする。

（学術顧問）

第9条 研究班は、専門的な技能の指導、助言を求めるため、定款第34条に規定する顧問（以下、学術顧問という。）を置くことができる。

- 2 学術顧問は、研究班の推薦により、理事会で承認のうえ、会長が委嘱する。
- 3 学術顧問の任期は、運営委員の任期の満了する時までとする。ただし、再任することができる。

第3章 研究班の業務

（事業活動の方針）

第10条 研究班の事業は、正会員の資質の向上に資するものでなければならない。

- 2 研究班の調査、研究における成果は、学会、研修会、機関誌及び会報等において公表し、又はその他の方法で活用するよう努めなければならない。
- 3 研究班は、地区が実施する研修会、講演会等の事業に協力するよう努めなければならない。
- 4 複数の研究部門に属する事業は、当該研究部門を担う研究班が連携して行うものとする。

（研究班の業務）

第11条 研究班は、当該研究班の企画に基づく事業のほか、次の業務を行う。

- (1) 理事会の決議により委任された事業
- (2) 会長又は担当する理事により指示された事項
- (3) その他定款又は規程に定める事項
- 2 毎事業年度の事業計画及び収支予算は、当該年度の開始前に、事業部長に対し、所定の様式により、申請しなければならない。
- 3 事業を企画したときは、当該事業の開始前に、広報部長に対し、所定の様式により、申請しなければならない。
- 4 事業を実施したときは、当該事業の終了後1週間以内に、事業部長に対し、所定の様式により、報告しなければならない。

第4章 研究班の会計

（会計）

第12条 研究班は、現金出納帳等の帳簿を備え、領収書等の書類を保存し、現金その他の財産の出納、保管を明確にしなければならない。

- 2 事業の実施に係る収支は、当該事業の終了後1週間以内に、事業部長に対し、所定の様式により、報告しなければならない。

（会計監査）

第13条 研究班の会計監査は、事業部長及び会計部長により、毎年2回実施する。

第5章 雑則

(補則)

第14条 第11条第2項、第3項、第4項及び第12条第2項に規定する所定の様式のほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事会の決議によって定める。

別表1 (研究班の名称、研究部門) 第2条第1項関係 (五十音順)

研究班の名称	研究部門
一般検査研究班	一般検査に関すること
血液検査研究班	血液検査に関すること
公衆衛生検査研究班	公衆衛生に関すること
細胞検査研究班	細胞検査に関すること
生物化学分析検査研究班	臨床化学および血清学的検査に関すること
生理検査研究班	生理検査に関すること
染色体・遺伝子検査研究班	染色体・遺伝子検査に関すること
微生物検査研究班	微生物検査に関すること
病理検査研究班	病理検査に関すること
輸血検査研究班	輸血検査に関すること
臨床検査情報システム研究班	情報処理に関すること

別表2 (専門グループの名称、研究部門) 第2条第2項関係 (五十音順)

専門グループの名称	研究部門
呼吸器専門グループ	呼吸機能検査に関すること
循環器専門グループ	循環機能検査に関すること
超音波専門グループ	超音波検査に関すること
脳波筋電図専門グループ	脳波及び筋電図検査に関すること
平衡聴覚専門グループ	平衡機能及び聴覚検査に関すること

(附則)

- 1 この規程は、平成25年6月3日より施行する。
- 1 この規程は、平成26年4月9日より施行する。
- 1 この規程は、平成28年4月1日より施行する。
- 1 この規程は、平成29年10月1日より施行する。
- 1 この規程は、令和2年3月11日より施行する。
- 1 この規程は、令和6年8月14日から施行する。

《事業の申請又は報告のまとめ》

	申請又は報告の時期		提出先	所定の様式 (HPに掲載)
事業計画及び収支予算 (第11条第2項)	年度の開始前	申請	事業部長	事業計画表
事業の企画 (第11条第3項)	事業の開始前	申請	広報部長	ホームページ記事掲載及び行 事実施申請書
事業の実施 (第11条第4項) 事業の実施に係る収支 (第12条第2項)	事業の終了後 1週間以内	報告	事業部長	活動報告書 (研究班・地区)

一般社団法人神奈川県臨床検査技師会
主催・共催・協賛・後援に関する取扱い規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人神奈川県臨床検査技師会（以下、当法人という。）が主催、共催、協賛又は後援する催しの基準及び手続きを定め、もって事業活動の円滑な実施を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 催し 講演会、シンポジウム、セミナー、研修会、その他のイベントの開催並びに放映、出版、印刷物の配布、ウェブページの掲載等によって行う事業活動をいう。会議、会合及び式典は含まないものとする。
- (2) 主催 催しの主体となり、自己の責任においてその催しを実施することをいう。
- (3) 共催 複数の者が催しの主体となり、共同でその催しを実施することをいう。主体が複数であること以外には主催と異なるものではない。
- (4) 協賛 第三者が主体となる催しについて、その趣旨に賛同し、応援、援助することをいう。後援と同義であるが、後援に比べて、協賛金の提供などその催しへの関与度合いの程度が大きい場合に使用する。
- (5) 後援 第三者が主体となる催しについて、その趣旨に賛同し、応援、援助することをいう。応援、援助の内容は、原則として名義使用の承認に限る場合に使用する。

(主催又は共催の基準)

第3条 当法人が催しを主催し又は共催する場合は、当該催しが定款第3条（目的）及び第4条（事業）に適合するものでなければならない。

- 2 前項の催しを計画する理事その他の正会員は、当法人が定める申請書に催しの趣旨、概要その他必要事項を記載又は記録し、これを会長に提出しなければならない。
- 3 会長は、前項の申請を理事会に諮り、その結果及び否決した場合はその理由を申請者に通知しなければならない。ただし、当該申請が前年度以降に承認した催しと同一であるとき、その他常務と認められるときは、常務理事会に諮ることができる。

(協賛又は後援の基準)

第4条 第三者が主催する催しに対し、当法人が協賛し又は後援する場合は、当該催しが前条第1項に掲げる事項に適合するものであり、次の(1)に掲げる事項のいずれかに該当し、かつ、(2)に掲げる事項のいずれにも該当しないものでなければならない。

- (1) 承認することができる場合
 - ア 公益性があると認められるとき
 - イ 当法人又は会員にとって有益であると認められるとき
- (2) 承認できない場合
 - ア 営利を目的とすると認められるとき
 - イ 特定の思想を普及させる目的であると認められるとき
 - ウ 対象者の限定が合理的でないと認められるとき
 - エ 運営方法が公正でないと認められるとき
 - オ その他の事情、経緯等により適当でないと認められるとき

- 2 会長は、前項の要請を理事会に諮り、その結果を要請した者に通知しなければならない。ただし、当該要請が前年度以降に承認した催しと同一であるとき、その他常務と認められるときは、常務理事会に諮ることができる。

(共催、協賛又は後援を依頼する場合)

第5条 当法人が主催又は共催する催しについて、賛助会員又は他団体等に共催、協賛又は後援を依頼する場合は、当該催しが依頼先の事業目的に適合するものでなければならない。

- 2 前項の催しを計画する理事その他の正会員は、当法人が定める申請書に依頼先及び共

催、協賛又は後援の別、依頼の内容（人員の配置、金銭又は資機材の提供、名義の使用など）その他必要事項を記載又は記録し、これを会長に提出しなければならない。ただし、依頼の程度が極めて軽微であるものは、この限りでない。

3 第3条第3項の規定は、前項の申請があった場合に準用する。

（規程の改廃）

第6条 この規程は、理事会の決議により変更することができる。

（附則）

1 この規程は、令和3年4月14日から施行する。

一般社団法人神奈川県臨床検査技師会
倫理規程

(組織の使命及び社会的責任)

第1条 この規程は、一般社団法人神奈川県臨床検査技師会(以下、当法人という。)は、その設立目的に従い、臨床衛生検査を通じて広く医療並びに公衆衛生の向上と県民の健康の保持・増進に貢献すべき重大な責務を負っていることを認識し、社会からの期待に相応し事業運営に当たらねばならない。

2 当法人は、この法人の会員に対して組織の社会的使命と役割について普及・定着を図らなければならない。

(社会的信用の維持)

第2条 当法人は、常に公正かつ誠実に事業運営に当たり、社会的信用の維持・向上に努めなければならない。

(法令等の遵守)

第3条 当法人は、関連法規及び定款、倫理規程その他の内規を厳格に遵守し、社会的規範に反することなく、行動しなければならない。

(私的利用の禁止)

第4条 当法人の役員及び職員は、社会的使命と役割を十分に自覚し、その職務や地位を私的な利益の追求に利用することがあってはならない。

(利益相反の防止及び開示)

第5条 当法人の役員及び職員は、職務の執行に際し、この法人との利益相反が生じる可能性がある場合は、直ちにその事実を開示し、その他この法人が定める所定の手続に従わなければならない。

(情報開示及び説明責任)

第6条 当法人は、その事業活動に関する透明性を図るため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に開示し、社会の理解と信頼の向上に努めなければならない。

(個人情報の保護)

第7条 当法人は、業務上知り得た個人的な情報の保護に万全を期するとともに、個人の権利の尊重にも十分配慮しなければならない。

(臨床検体及びデータの取り扱い)

第8条 当法人の事業において、臨床検体(ヒト組織、細胞、血液、尿など)及びデータ(画像データ、波形データなど)を取り扱う場合は、その採取、移送、保管、使用、廃棄等の方法は、当法人の社会的使命に照らし、最も適切と思われる方法をもって行わなければならない。

2 前項の取り扱いを提供施設において行う場合は、当該施設の倫理規程に準じて取り扱わなければならない。その際、責務は当法人が負うものとする。

(研鑽)

第9条 当法人の役員及び職員は、この法人の発展と能力向上のため、絶えず自己研鑽に努めなければならない。

(規程遵守の監視)

第10条 当法人は、必要あるときは、理事会の決議に基づき委員会を設置し、この規程の遵守状況を監視する。

(改廃)

第11条 この規程は、理事会の決議によって変更することができる。

(附則)

1 この規程は、平成25年6月3日より施行する。

1 この規程は、平成26年4月9日より施行する。

1 この規程は、平成29年10月1日より施行する。

一般社団法人神奈川県臨床検査技師会

個人情報管理規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号、以下「法」という。）第20条の規定に基づき、一般社団法人神奈川県臨床検査技師会（以下、当法人という。）の取り扱う個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置について定め、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損を防止し、安全管理のために必要かつ適切な措置を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「個人情報」とは、法第2条に規定する個人情報をいう。学術研究などにおいて死者に関する情報が同時に遺族等の生存する個人に関する情報でもある場合には、当該生存する個人に関する情報とし「個人情報」に含まれる。

- 2 この規程において、「保有個人情報」とは、法第2条の保有個人情報のうち、この会が保有しているものをいう。
- 3 この規程において「情報システム」とは、ハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク及び記録媒体で構成されるものであって、これら全体で業務処理を行うものをいう。
- 4 この規程において「従業者」とは、この会の役員及び職員、派遣、パートを含め会務に従事する者をいう。さらに、各種委員会委員など、当法人が保有する個人情報を使用する者、各都道府県技師会を含むこともある。

(個人情報管理組織)

第3条 会長は、当法人における統括個人情報保護管理者として、保有個人情報の管理に係わる規程類の整備、保有個人情報の管理に関する指導監督、教育研修の実施、その他の当法人における保有個人情報の管理に関する事務を統括するものとする。

- 2 会長は前項に規定する事務を運営企画部担当副会長に行わせることができる。
- 3 運営企画部担当副会長は、当法人における副統括個人情報保護管理者として、当法人における保有個人情報の管理に関する事務に関して会長を補佐する。
- 4 運営企画部担当副会長は、事務管理責任者に運営企画部担当副会長が処理することとされた事務部門の管理に関する事務を行わせることができる。
- 5 事務管理責任者は、個人情報保護管理者として、事務部における保有個人情報を適切に管理するものとする。
- 6 事務管理責任者は、事務部の事務職員のうちから個人情報保護窓口担当者を指名する。
- 7 個人情報保護担当者は、事務管理責任者を補佐し、事務部における保有個人情報を管理する事務を担当する。

(個人情報保護委員会)

第4条 会長は、保有個人情報の管理に係る重要事項の決定、連絡・調整等を行うため、必要があると認めるときは、理事及び事務管理責任者を構成員とする委員会を設け、随時に開催することができる。

(従業者の責務)

第5条 当法人が保有する個人情報の取扱いに従事する役員及び事務職員は、法の主旨に則り、関連する法規及び規程等の定めに従い保有個人情報を取り扱わなければならない。

- 2 当法人が保有する個人情報の取扱いに従事する役員及び事務職員は、機密保持契約を締結するものとする。

第2章 個人情報の取扱い及び対応

(閲覧の制限)

第6条 会長は、保有個人情報を閲覧する権限を有する者をその利用目的を達成するため

に必要最小限に限定し、権限を付与する。

2 閲覧する権限を有しない従事者は、保有個人情報にアクセスしてはならない。

3 従業者は、閲覧する権限を有する場合であっても、業務上の目的以外の目的で保有個人情報にアクセスしてはならない。

(複製の制限)

第7条 当法人の従事者は、保有個人情報の複製、送信、外部への送付又は持ち出し等の業務を行うときは、運営企画部担当副会長の指示に従い、必要最小限の範囲においてこれらを行うものとする。

2 当法人の従事者は、前項の規定に基づき、複製、送信、外部への送付又は持ち出し等を行った場合には、漏えい等が行われないよう取扱いに注意するものとする。

3 当法人の従事者は、前項の規定に基づき、複製、送信、外部への送付又は持ち出し等を行う際は、必要事項を記録し証跡を残すものとする。

(訂正・修正等)

第8条 当法人の従事者は、保有個人情報の内容に誤り等を発見した場合には、事務管理責任者の指示に従い、訂正等を行うものとする。

(個人情報記録媒体の管理)

第9条 事務職員は、事務管理責任者の指示に従い、保有個人情報が記録されている媒体を定められた場所に保管するとともに、必要に応じ、耐火金庫等への保管、施錠等を行うものとする。

(個人情報取扱い記録の管理)

第10条 事務管理責任者は、必要に応じて保有個人情報の秘匿性等その内容に応じた台帳等を整備して、当該保有個人情報の利用及び保管等の取扱いの状況について記録するものとする。

(廃棄等)

第11条 事務職員は、保有個人情報又は保有個人情報が記録されている媒体（端末及びサーバに内蔵されているものを含む）が不要となった場合には、運営企画部担当副会長の指示に従い、当該保有個人情報の復元又は判読が不可能な方法による当該情報の消去又は当該媒体の廃棄を行うものとする。

第3章 学術研究における個人情報の取扱い及び対応

(指針の遵守)

第12条 事業部担当副会長は、論文、学会抄録等、この会が発行する書籍等における個人情報保護管理に関するしくみを構築し、「学術研究に係る指針（4指針）」を遵守することを、従業者、会員等に対して周知を図る。

2 事業部担当副会長は、上記指針に準拠し、目的外の利用、第三者への提供が行われないための措置を講じなければならない。

(匿名化の厳守)

第13条 事業部担当副会長は、論文、学会抄録等、当法人が発行する書籍等において、発行前に個人情報保護の観点から、適切な匿名化が実施されていることを確実にするための措置を講じなければならない。

(訂正・修正・削除の権限)

第14条 事業部担当副会長は、論文、学会抄録等、当法人が発行する書籍等において、個人情報保護の観点から、適切ではない表現・表記が認められた場合、著者に対して訂正・修正・削除等の指示を行う。

2 事業部担当副会長は、論文、学会抄録等、当法人が発行する書籍等において、個人情報保護の観点から、適切ではない表現・表記が認められ、早急に訂正・修正・削除等の対応が必要な場合は、著者から承諾を得ることなく対処することができる。

(悪質な違反者への対応)

第15条 事業部担当副会長は、論文、学会抄録等、当法人が発行する書籍等において、

個人情報保護の観点から、度重なるあるいは悪質な適切ではない表現・表記を行った著者等を理事会に報告し、訓告、投稿停止、除名処分等の判断を求める。

2 処分の決定した著者等に対し、会長名の書面により本人に決定事項を通知し実行する。

第4章 情報処理システムの安全管理

(アクセス制御)

第16条 事務管理責任者は、保有個人情報（情報システムで取り扱うものに限る）の秘匿性等その内容に応じて、パスワード等（パスワード、ICカード、生体情報等をいい、以下同じ）を使用して権限を識別する機能（以下「認証機能」という）を設定する等のアクセス制御のために必要な措置を講ずるものとする。

2 事務管理責任者は、前条の措置を講ずる場合には、パスワード等の管理に関する定め
の整備（その定期又は随時の見直しを含む）、パスワード等の読取防止等を行うために
必要な措置を講ずるものとする。

3 事務職員は、自己の利用する保有個人情報に関して認証機能が設定されている場合、
その認証機能の適切な運用を行うものとする。

(アクセスログの管理)

第17条 事務管理責任者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人
情報へのアクセス状況を記録し、その記録（以下「アクセス記録」という）を一定の期
間保存し、及びアクセス記録を定期的に又は随時に分析するために必要な措置を講ずるも
のとする。

2 事務管理責任者は、アクセス記録の改ざん、窃取又は不正な消去の防止のために必要
な措置を講ずるものとする。

(不正アクセス防止対策)

第18条 事務管理責任者は、保有個人情報を取り扱う情報システムへの外部からの不正
アクセスを防止するため、ファイアウォールの設定によるネットワーク経路制御等の必要
な措置を講ずるものとする。

2 事務管理責任者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、その暗号化のために
必要な措置を講ずるものとする。

3 事務職員は、情報システムで取り扱う保有個人情報の重要度に応じて、入力原票と入
力内容との照合、処理前後の当該保有個人情報の内容の確認、既存の保有個人情報との
照合等を行うものとする。

4 事務管理責任者は、端末の盗難又は紛失の防止のため、端末の固定、執務室の施錠等
の必要な措置を講ずるものとする。

5 事務職員は、端末を外部へ持ち出し、又は外部から持ち込んではならない。ただし、
事務管理責任者の指示に従い、業務の必要最小限の範囲において行うときはこの限りで
はない。

6 事務職員は、前項の規定に基づき端末を外部へ持ち出したときは、紛失による漏えい
等が行われないよう取扱いに注意するものとする。

(不正プログラム対策)

第19条 事務管理責任者は、コンピュータウイルスによる保有個人情報の漏えい、滅失
又はき損の防止のため、コンピュータウイルスの感染防止等に必要な措置を講ずるもの
とする。

(バックアップ等の危機管理)

第20条 事務管理責任者は、保有個人情報の重要度に応じて、バックアップを作成し、
分散保管するために必要な措置を講ずるものとする。

(情報処理室の管理)

第21条 事務管理責任者は、保有個人情報を取り扱う基幹的なサーバ等の機器を設置す
る部屋（以下「情報処理機器室」という）に入室する権限を有する者を定めるとともに、
用件の確認、入退室の記録、部外者の識別、部外者が入室する場合の事務職員の立会い

- 等の措置を講ずるものとする。
- 2 事務管理責任者は、必要があると認めるときは、情報処理機器室の出入口の特定、所在表示の制限等の措置を講ずるものとする。
 - 3 事務管理責任者は、情報処理機器室の入退室の管理について、必要があると認めるときは、入退室管理台帳を設置し、管理の徹底を講ずるものとする。
 - 4 事務管理責任者は、外部からの不正な侵入に備え、情報処理機器室への施錠装置、警報装置、監視設備等の設置等の措置を講ずるものとする。
 - 5 事務管理責任者は、災害等に備え、情報処理機器室に、耐震、防火、防煙、防水等の必要な措置を講ずるとともに、サーバ等の機器の予備電源の確保、配線の損傷防止等の措置を講ずるものとする。
 - 6 事務管理責任者は、保有個人情報を記録する電磁的記録媒体を保管するための施設を設けている場合において、必要があると認めるときは、前2条に規定する措置に準じて、所要の措置を講ずるものとする。
 - 7 事務管理責任者は、情報処理機器室について、専用の部屋を確保するのが困難である等の理由により執務室内にサーバ等を設置する場合において、必要があると認めるときは、第27条及び第28条に規定する措置に準じて、所要の措置を講ずるものとする。
 - 8 事務管理責任者は、保有個人情報に係る情報システムの設計書、仕様書、ネットワーク構成図等の文書について漏えい等が行われないよう、その保管、複製、廃棄等について必要な措置を講ずるものとする。

第5章 個人情報の提供及び委託

(個人情報の共有及び提供)

- 第22条 運営企画部担当副会長は、第三者に保有個人情報を提供する場合には、原則として、提供先における利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等について書面を取り交わすものとする。
- 2 運営企画部担当副会長は、第三者に保有個人情報を提供する場合には、安全確保の措置を要求するとともに、必要があると認めるときは、提供前又は随時に実地の調査等を行い措置状況を確認し、その結果を記録するとともに、改善要求等の措置を講ずるものとする。

(業務の委託)

- 第23条 事務管理責任者は、保有個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者を選定することがないように、必要な措置を講ずるものとする。また、契約書に、次に掲げる事項を明記するとともに、委託先における責任者等の管理体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について書面で確認するものとする。
- 一 個人情報に関する秘密保持等の義務
 - 二 再委託の制限又は条件に関する事項
 - 三 個人情報の複製等の制限に関する事項
 - 四 個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項
 - 五 委託終了時における個人情報の消去及び媒体の返却に関する事項
 - 六 違反した場合における契約解除の措置
 - 七 必要な事項
- 2 保有個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者に行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記するものとする。

第6章 安全確保上問題発生時の対応

(報告及び是正処置)

- 第24条 保有個人情報の漏えい等安全確保の上で問題となる事案が発生した場合に、そ

- の事実を知った事務職員は、速やかに事務管理責任者に報告しなければならない。
- 2 事務管理責任者は、被害の拡大防止又は復旧等のために必要な措置を講じなければならない。
 - 3 事務管理責任者は、事案の発生した経緯、被害状況等を調査し、会長及び運営企画部担当副会長に報告しなければならない。ただし、特に重大と認める事案が発生した場合には、直ちに会長及び運営企画部担当副会長に当該事案の内容等について報告しなければならない。
 - 4 事務管理責任者は、事案の内容等に応じ、会長の指示に基づき当該事案の内容、経緯、被害状況等を所轄官庁に速やかに報告しなければならない。
 - 5 事務管理責任者は、事案の発生した原因を分析し、再発防止のために必要な措置を講じなければならない。
(公表等)
- 第25条 運営企画部担当副会長は、事務管理責任者より報告された事案の内容、影響等に応じて、事実関係及び再発防止策の公表、当該事案に係る本人への対応等の措置を講じなければならない。

第7章 雑則

(教育研修)

- 第26条 会長は、保有個人情報の取扱いに従事する役員及び事務職員に対し、保有個人情報の取扱いについて理解を深め、個人情報の保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な教育研修を行うものとする。
- 2 会長は、保有個人情報を取り扱う情報システムの管理に関する事務に従事する役員及び事務職員に対し、保有個人情報の適切な管理のために、情報システムの管理、運用及びセキュリティ対策に関して必要な教育研修を行うものとする。
 - 3 会長は、役員及び事務職員に対し、保有個人情報の適切な管理のために、教育研修への参加の機会を付与する等の必要な措置を講ずるものとする。

(監査の実施)

- 第27条 会長は、保有個人情報の適切な管理について必要があると認めるときは、運営企画部担当副会長又は事務管理責任者に対し保有個人情報の管理の状況について報告を求め、又は監査を行うことができる。
- 2 事務管理責任者は、必要に応じ自ら管理責任を有する保有個人情報の記録媒体、処理経路、保管方法等について点検を行い、必要があると認めるときは、その結果を会長及び運営企画部担当副会長に報告するものとする。

(評価及び見直し)

- 第28条 運営企画部担当副会長及び事務管理責任者は、保有個人情報の適切な管理のため、前条の点検の結果等を踏まえ、実効性等の観点から保有個人情報の記録媒体、処理経路、保管方法等を評価し、必要があると認めるときは、事務職員への教育研修の実施及び業務改善等を行うものとする。
- 2 各都道府県技師会の保有個人情報管理については、その各都道府県技師会長が、それぞれこの規程に準じてこの法人会長及び運営企画部担当副会長と協議して制定するものとする。

(細則の作成)

- 第29条 当法人の保有個人情報の管理に関し、この規程に定めるもののほか、保有個人情報の管理に関する必要事項は、運営企画部担当副会長が起案し、理事会承認により定める。
- 2 運営企画部担当副会長は、必要に応じ個人情報の特性及び利用・管理の実態に応じて、保有個人情報の適切な管理に関する定めを作成し、理事会承認により実施するものとする。

(附則)

- 1 この規程は、平成25年6月3日より施行する。
- 1 この規程は、平成26年4月9日より施行する。

一般社団法人神奈川県臨床検査技師会
経理規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人神奈川県臨床検査技師会（以下、当法人という。）における経理処理に関する基本を定めたものであり、財務及び会計のすべての状況を正確かつ迅速に把握し、当法人の事業活動の計数的統制とその能率的運営を図ることを目的とする。

(適用)

第2条 当法人の会計処理は、すべてのこの規程の定めるところによる。ただし、この規程により難しい場合は、理事会の承認を経て別に処理することができる。

(会計区分)

第3条 当法人の会計は、これを実施事業等会計、その他会計及び法人会計に区分する。

(事業年度)

第4条 当法人の事業年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計処理基準)

第5条 当法人の会計処理基準は、発生主義とし、原則として、公益法人会計基準によるものとする。

(財務諸表)

第6条 財務諸表は、貸借対照表、正味財産増減計算書その他附属明細書及び財産目録とする。

(財務諸表等及び会計帳簿等の保存期間)

第7条 財務諸表等及び会計帳簿等の保存期間は、次のとおりとする。

- | | |
|--------------------------|------|
| (1) 財務諸表等 | 永久保存 |
| (2) 仕訳帳（会計伝票）及び総勘定元帳 | 10年 |
| (3) 現金出納帳、預貯金出納帳及び証ひょう書類 | 10年 |
| (4) 前各号に掲げるもの以外の帳簿書類等 | 10年 |

第2章 帳簿組織及び勘定科目

(備付帳簿)

第8条 当法人は、会計整理のため次の帳簿を備える。

(1) 主要簿

仕訳帳、総勘定元帳

(2) 補助簿

現金出納帳、会費収入簿、入会金収入簿、固定資産台帳、その他必要な補助簿

(取引記録の手續)

第9条 会計に関する取引はすべて会計伝票によって処理し、伝票は1事業年度を通し一貫番号とし、伝票と証ひょうをとじ合わせない場合は、伝票に証ひょう番号を、証ひょう伝票に番号を付し、起票者のほか、責任者の検印を受けたのち記帳する。

2 会計伝票は、入金伝票、出金伝票及び振替伝票の3種とする。

(勘定科目)

第10条 勘定科目は、「公益法人会計基準」の運用指針における財務諸表の科目をもって定める。

(勘定科目の変更)

第11条 勘定科目の新設、改廃整理等は会計部長がこれを定める。

第3章 金銭の出納

(金銭の範囲)

第12条 この規程に定める金銭とは、現金及び預貯金をいう。

2 手形は、金銭に準じて取り扱うものとする。

(収入管理の原則)

第13条 収入金はすべて預金するものとする。

(支払管理の原則)

第14条 支払は、現金、銀行振込又はクレジットカードにより行うものとする。ただし、経常的支出で反復して行うものは、振替又は自動振替により支払うことができる。

2 日常の小口現金の支払いに充てるため、会計部長が必要と認められた時は、支払担当者に対し、定額資金を前渡金として預けることができる。

3 前項の前渡金は、金銭の支払いと同等の機能を有し、理事会で承認された電子マネーにより行うことができる。ただし、受取人の承諾がある場合に限るものとする。

4 金銭出納責任者は事務局長とする。

(小切手又は手形の発行)

第15条 小切手又は手形の発行の振出しは、会長名義をもって行う。ただし、小切手又は手形は金銭出納責任者が記入し、会計部長が押印してこれを行う。

(残高の照合)

第16条 現金は、毎日の出納閉鎖後残高を関係帳簿と照合のうえ、手許現金の金種別内訳表を作成して、残高実査の結果を記録し、預貯金は、毎月末残高を預貯金出納帳と照合して、その正確を期さなければならない。

第4章 固定資産

(固定資産の定義)

第17条 この規程において固定資産とは、器具及び備品その他の有形固定資産、電話加入権その他の無形固定資産並びに投資をいう。ただし、償却資産で1個若しくは1組の価額20万円未満又は耐周年数1年未満のものは除くものとする。

(固定資産台帳)

第18条 固定資産については、固定資産台帳を設け、各物件の種類、構造、取得価額、取得年月日、所在場所等を明記しなければならない。

2 固定資産の取得価額は次の各号によるものとする。

(1) 購入によるものは、その購入価額及び付随費用

(2) 請負によるものは、その請負価額及び付帯費用

(3) 無償取得によるものは、その取得した時の公正な評価額

(高額なる固定資産の取得)

第19条 固定資産の価額60万円以上の物件の取得については、理事会の承認を得なければならない。

2 リース期間を通算してリース料の総額が60万円を超える物件のリースについては、前項の規定を準用する。

(減価償却)

第20条 固定資産のうち、減価償却資産については、定額法により減価償却を行い、間接法で処理する。

(固定資産の管理及び除却)

第21条 固定資産の管理及び保全については、事務局長が当たり、その責めは会長が任ずる。

2 固定資産の売却、滅失、き損又は廃棄等の処分により除却を行う場合は、理事会の承認を得なければならない。

第5章 予算

(予算の編成)

第22条 会計部長は、事務局長の協力のもとに毎年2月末日までに、当会計年度の予算原案を編成し、会長に提出しなければならない。

(予算編成の趣旨)

第23条 予算は、あらかじめ設定した当該事業年度の事業計画(案)に基づき、各部及び各委員会の長に計数的目標の提出を求め、その活動を円滑ならしめるよう編成されなければならない。

2 収支予算書の様式及び記載要領は、「公益法人会計基準」の運用指針における財務諸表の科目をもって定め、その変更は理事会の議を経て行う。

(予算の流用の制限)

第24条 支出予算の各中科目の間においては、相互流用してはならない。ただし、予算執行上必要があるときは、同一の大科目に属する各中科目の間においては、理事会の承認を得て、相互流用することができる。

(予算の流用等の適用除外)

第25条 前2条の規定は、入会金及び会費収入に連動して定額的に支出の生ずる各種交付金、負担金及び基本財産繰入額などの関連支出科目については適用しない。

(補正予算)

第26条 予算の成立後において、新たに緊要となった経費の支出があるときは、理事会の議を経て、予算の追加を行うことができる。

2 前項の場合には、補正予算を作成しなければならない。

第6章 決算

(決算の目的)

第27条 決算は、各事業年度の会計記録を整理集計し、その期間における収支の状況及びその期末における財産の状態を明らかにすることを目的とする。

(財務諸表、附属明細書、財産目録及び収支計算書の作成)

第28条 会計部長は、毎会計年度終了後2ヶ月以内に、財務諸表、附属明細書、財産目録及び収支計算書の作成し、会長に提出しなければならない。

2 財務諸表等の様式及び記載要領は、「公益法人会計基準」の運用指針における財務諸表の科目をもって定め、その変更は理事会の議を経て行う。

3 重要な会計方針その他必要な事項は、財務諸表等において注記を行う。

(決算の承認手続)

第29条 当法人の決算は、定款第37条第1項及び第2項の定めにより承認を受けなければならない。

(改廃)

第30条 この規程は、理事会の決議によって変更することができる。

(細則)

第31条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が定める。

(附則)

1 この規程は、平成25年6月3日より施行する。

1 この規程は、平成26年4月9日より施行する。

1 この規程は、令和3年5月12日より施行する。

一般社団法人神奈川県臨床検査技師会
旅費規程

第1条 一般社団法人神奈川県臨床検査技師会の役員その他の者で会務のために近地または遠地へ出務する場合、この規程により旅費を支給する。

第2条 旅費は、順路により計算する。ただし、会務都合または天災その他やむを得ない事由で順路経より旅行し得ない場合は、その現に経過した経路による。

第3条 旅行日数は、会務のため要した日数による。

第4条 旅費は、交通費（鉄道賃・船賃・航空賃・車賃）、日当、宿泊料の3種とする。

第5条 交通費の支給は、次のとおりとする。

(1) 鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

(2) 船賃は、水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

(3) 航空賃は、航空旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

(4) 車賃は、陸路（鉄道を除く）旅行の路程に応じ実費額により支給する。

第6条 日当は、一日当たりの定額を日数に応じて支給する。

第7条 旅費の額は、次のとおりとする。

(1) 交通費 原則として普通車実費

(2) 日当 4時間以下 1,000円

4時間超 3,000円

(3) 宿泊料 一泊10,000円を上限とする実費

第8条 出張を必要とするときは、用件・出張先・出発帰着月日・出張者氏名を記載し会長の承認を受けなければならない。

第9条 出張した者は、帰着後10日以内に旅費を請求しなければならない。

第10条 この規程により処理しがたい場合は、理事会の決定による。

第11条 この規程は、理事会の決議によって変更することができる。

(附則)

1 この規程は、平成25年6月3日より施行する。

1 この規程は、平成26年4月9日より施行する。

1 この規程は、平成29年10月1日より施行する。

一般社団法人神奈川県臨床検査技師会

謝礼に関する規程

(講師謝礼)

第1条 当法人は、依頼した学会、研修会等の講師に対し、別表に定める謝礼を支払う。

(来賓諸謝礼)

第2条 当法人は、式典等に招へいした来賓に対し、理事会の決議により、謝金、車代等の諸謝礼を支払うことができる。

(源泉徴収)

第3条 前2条の支払いは、法令に定める所得税の源泉徴収税額を控除し、手取り額を現金又は振込みにより給付する。

2 支払いを行う理事その他の担当者は、前項の内訳を記載した支払調書を交付しなければならない。

第4条 この規程により難しい場合は、理事会の決議により、別の取扱いをすることができる。

(改廃)

第5条 この規程は、理事会の決議によって変更することができる。

別表 (第1条 講師謝礼)

	区分	支払金額	源泉徴収税額	手取り額
(1)	会員 (定款第5条第1項に定める正会員、賛助会員又は名誉会員)	11,137円	1,137円	10,000円
(2)	(1) の会員 (30分未満)	5,568円	568円	5,000円
(3)	日臨技又は他県の会員、若しくは他団体の会員	22,274円	2,274円	20,000円
(4)	教授・准教授職又はそれに準ずる者	55,685円	5,685円	50,000円
(5)	(4) 以外の医師等	33,411円	3,411円	30,000円
(6)	その他	業績、知名度等を勘案し、理事会で決定する。		

(附則)

- 1 この規程は、平成25年6月3日より施行する。
- 1 この規程は、平成26年4月9日より施行する。
- 1 この規程は、平成29年10月1日より施行する。
- 1 この規程は、令和元年6月1日より施行する。

一般社団法人神奈川県臨床検査技師会
慶弔取扱いに関する規程

第1条 一般社団法人神奈川県臨床検査技師会の慶弔取扱いは次の通りとする。

1) 対象事例

- (1) 役員（理事、監事）の結婚
- (2) 役員の死亡
- (3) 役員の配偶者の死亡
- (4) 役員の子の死亡
- (5) 役員の子の事故（含む、火災ほか）
- (6) 名誉会員、顧問、参与の死亡
- (7) 名誉会員、顧問、参与の配偶者の死亡
- (8) 名誉会員、顧問、参与の子の死亡
- (9) 正会員の死亡
- (10) 賛助会員の事故・災害（含む代表者などの死亡ほか）

2) 適用事項

- (1) 対象事例について、祝電、弔電をうつ
- (2) 対象事例について、花を拠出する
- (3) 対象事例について、見舞いをする
- (4) 対象範囲は、現職の役員、会員とする
- (5) その他の事項は、理事会で決する（祝儀、見舞金、霊前など）

3) 付記事項

- (1) 役員間の連絡は、緊急連絡網に沿って電話またはファックスにて行う。
註①理事は、担当する地区、各種委員会などの連絡網に沿って連絡を行う。
註②連絡事項で不明、疑義な点は、事務局に照会する。
- (2) 連絡は、事務局から緊急連絡網に沿って電話またはファックスにて行う。
- (3) 花、祝電、弔電は、事務局から手続きする。

（改廃）

第2条 この規程は、理事会の決議によって変更することができる。

（附則）

- 1 この規程は、平成25年6月3日より施行する。
- 1 この規程は、平成26年4月9日より施行する。